

# 連節バス導入ガイドライン ver.1

平成 26 年 3 月



国土交通省自動車局

～はじめに～

乗合バスは、全国で年間4.1億人もの人々を輸送する我が国になくてはならない公共交通機関ですが、昭和40年代をピークに輸送人員は年々減少傾向にあり、現在ではピーク時の半分以下まで落ち込んでいます。一方、こうした状況の中であって、一部の都市地域では、輸送人員が増加に転じている地域も見受けられるところであり、郊外の主要な鉄道駅などにおける通勤・通学利用者が集中する朝夕の一定時間帯のほか、大規模な住宅団地やビジネス拠点、大型店舗等に関わる大量需要に対する供給が課題となっているケースも生じています。

このような課題の背景として、これまで乗合バス事業者では、輸送需要の減少に伴って、運転者数を減少させるなど供給体制のスリム化によって効率化を図ってきており、そうしたことが、このような大量需要への対応を困難にしている一因と考えられるところです。

こうした中、1台（1回の運行）で、通常大型バス車両の約1.5倍の輸送力を誇る「連節バス」を導入し、効率的に大量輸送を実現している事例が、近年、国内でも増えてきている状況にあり、これまでに連節バスを導入している地域では、朝夕のラッシュ時における混雑緩和がみられるなど、利用者からも概ね高い評価が得られているとともに、連節バスを導入したバス事業者においても運行回数の集約化が図られるなどの効果が認められている事例もあります。

我が国における連節バスの導入は、科学万博「つくば85」開催時に100台が導入された昭和60年（1985年）に遡りますが、その後、平成10年（1998年）に幕張新都心において導入されるまでの間、新たに導入されることはありませんでしたが、初の導入から10年以上もの間に連節バスのニーズがなかったという訳ではなく、連節バスの場合、

- 国内バスメーカーでは生産されていないため、海外メーカーの車両を輸入しなければならない、その手続きが煩雑であること
- バス事業者が経験したことのない「保安基準緩和」や「並行輸入自動車の申請」等の手続きが必要であること

など、連節バスを導入し、運行を実現させるためには、綿密な準備が必要となっており、これまでに連節バスを導入したバス事業者のいずれもが、計画段階から運行開始に至るまでの過程が容易なものではなかったとの声もあるところです。

このため、現在、連節バスの導入を検討している、或いは、導入したいという希望を持っているバス事業者においても、少なからず導入に要する多大な労力など、運行実現までの困難な過程を懸念しているものと考えられます。

こうしたことを踏まえ、今般、国土交通省では、連節バス導入のためのガイドラインを

とりまとめ、バス事業者が連節バスを導入するために必要な諸手続きを具体的に示すとともに、導入に当たって留意すべき点について、これまで連節バスを導入したバス事業者の経験談を含めて例示的に明らかにしました。本ガイドラインにより、連節バスの導入を検討しているバス事業者の懸念が少しでも軽減され、連節バスの導入が促進されることによって、より快適なバス利用環境が拡大していくことを期待するものです。

なお、本ガイドラインについては、今後とも関係者の意見を聞きながら、より活用しやすいものになるよう随時見直しを行っていくこととしております。

## 目 次

1	連節バス導入に向けた検討の流れとポイント	1
2	連節バス運行開始までのスケジュールのイメージ	3
4	道路運送車両の保安基準緩和の認定申請について	5
5	並行輸入自動車の申請について	13
6	特殊車両の通行許可申請について	17

# 連節バスの導入に向けた検討の流れとポイント

新規導入に向けた基本的な検討の流れとポイントは、以下のとおりです。

## 主な検討の流れ

## チェックポイント

事前準備  
ステップ1

- (1) 地域における連節バス導入の有効性の判断
- (2) 関係者の協議体制の確立
- (3) 導入車両の選定

●関係者と十分な協議・調整しておくことをお勧めします。  
また、先行事例の視察等を行うことにより、連節バスに関する知識(車両構造、免許制度等)について共有することをお勧めします。

申請書類の作成  
ステップ2

### (1) 事業計画変更申請

路線に配置する車両のうち、長さ、幅、高さ、又は車両総重量が最大の車両について、その値を申請し認可を受ける必要があります。  
当該認可に当たっては、道路管理者等の関係者から意見を聴かなければならないことになっています。

●関係者と十分な協議・調整しておくことをお勧めします。  
・走行予定の道路(回送区間を含む)は、車両規格に照らして、道路構造上・周囲の交通環境上の支障がないかどうか。  
・バス停留所は、発着に際して、道路構造上・周囲の交通環境上の支障がないかどうか。  
・自動車車庫は車両の出入りに支障がないかどうか。  
・運行系統、運行回数、運行時刻は利用者のニーズに見合ったものになっているかどうか。

### (2) 保安基準緩和認定申請

- ①保安基準について
  - ・自動車は、道路運送車両の保安基準に適合し、国が行う検査に合格しなければ道路を運行できません。
- ②保安基準の緩和認定について
  - ・使用の様相が特殊であること等により保安基準の規定を適用しなくても支障がないと運輸局長が認定した場合には、運行することができます。
- ③保安基準緩和の認定申請ができる連節バス
  - ・路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車
- ④保安基準緩和の認定申請者
  - ・認定を受けようとする自動車の使用者(バス事業者の代表者)
- ⑤保安基準緩和認定の申請先
  - ・管轄する地方運輸局
- ⑥申請書に添付する書面
  - ・主要諸元比較表
  - ・車両外観図
  - ・計算書及び緩和部分詳細図
  - ・遵守事項の誓約書
  - ・その他地方運輸局長が必要と認めた書面

### ●連節バスの保安基準緩和例

	長さ	幅	軸重	非常口
連節バス	18m	2.55m	11,500kg	無し
保安基準	12m以下	2.5m以下	10,000kg以下	要

長さ、幅、軸重の他に保安基準に適合していない部位がある場合は、事前に運輸局に相談してください。

●運輸局によっては運輸支局に申請となっている場合がありますのであらかじめ運輸局に相談してください。

●連節バス製作者の日本支社等から申請書類作成の技術的サポートが受けられるよう準備することをお勧めします。

### (3) 並行輸入自動車の申請

- ①並行輸入自動車とは、
  - ・型式指定自動車等の国土交通省の認証を受けていない外国製自動車

●連節バスは、国土交通省の認証を受けていないので、あらかじめ書面で保安基準適合性をチェックする並行輸入自動車の事前審査の申請が必要となります。

# 連節バスの導入に向けた検討の流れとポイント

## 主な検討の流れ

## チェックポイント

申請書類の作成  
ステップ2

- ②申請書に添付する書面
- ・自動車通関証明書(写)
  - ・主要諸元概要表
  - ・車台番号等の解説資料
  - ・外観四面図
  - ・原動機等に関する資料
  - ・排出ガス試験結果成績表(原本)
  - ・技術基準への適合性を証する書面  
(連節バス製作者が日本の技術基準に適合する旨を証する書面)
  - ・その他保安基準への適合性を証する書面  
(ワンマンバス構造要件への適合検討書、連節バスの構造要件への適合検討書最小回転半径計算書、最大安定傾斜角度計算書等)

●連節バス製作者の日本支社等から申請書類作成の技術的サポートが受けられよう準備することをお勧めします。

●連節バス製作者と販売契約をした者が輸入した連節バスの場合、日本の排出ガス基準の適用が猶予されないため、連節バス製作者等が実施した排出ガス試験成績書の提出が必要です。

### (4)特殊車両の通行許可申請

●特殊車両の通行許可が必要な一般的制限値

- ①特殊車両の通行許可とは、
- ・道路は、車両の長さ、重量等についての一定の規格(一般制限値)を超えない車両が安全・円滑に通行できるように設計されており、これを超えることはできないが、申請に基づき道路管理者が審査し、必要な条件を付して通行を許可した場合には、一般的制限値を超える車両の通行が可能となります。

	長さ	幅	軸重
連節バス	18m	2.55m	11,500kg
一般的制限値	12m	2.5m	10,000kg

- ②一括申請
- ・申請する通行経路が他の道路管理者の管理する道路に跨る場合に、そのうちのいずれかの道路管理者に申請することができます。

●例えば、国道を通行しないのに国道の道路管理者である国道事務所に一括して申請することは出来ません。また、一括申請を受けできる窓口は、通行経路上の指定市以上の道路管理者となります。

- ③許可期間

●旅客自動車運送事業用で路線を定めて運行する連節バスの場合、許可期間は2年です。

- ④申請書に添付する書面

- ・自動車検査証の写し
- ・車両の諸元に関する説明書
- ・車両内訳書
- ・車両諸元に関する説明書
- ・通行経路図及び通行経路表
- ・一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書面
- ・軌跡図
- ・その他道路管理者が必要とするもの

●自動車検査証の交付前であっても、車両の諸元がわかる書類があれば、当該書類を用いて審査手続を行っています。これにより自動車検査証の交付までの期間にあらかじめ審査を行うことができ、登録後速やかに許可を取得することができます。

●連節バスは超寸法車両になりますので、当該車両の軌跡図が必要となります。

- ⑤申請書類の作成要領

●特殊車両通行許可算定システム(オンライン申請)を使って書類を作成する場合は、記入方法等について、あらかじめ道路管理者に相談してください。







## 道路運送車両の保安基準の緩和認定申請について

### 1. 自動車の運行と保安基準

自動車は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下、「保安基準」という。)に適合し、国が行う検査(いわゆる車検)に合格しなければ道路を運行できません。保安基準には、自動車の長さ、幅、高さ、軸重等の基準の他、安全性の確保及び公害の防止を目的とした基準が定められています。

### 2. 保安基準の緩和

原則として、保安基準に適合していない自動車は、道路を運行することができませんが、路線を定めて定期的に運行する事業用連節バスにあっては、その適用を緩和することができます。

### 3. 基準緩和認定の申請書等

#### ポイント

申請の手続きは、別添「基準緩和自動車の認定要領(平成9年9月19日付け自技第193号。以下、「認定要領」という。)に定められています。  
認定要領の概要は、次のとおりです。

【参考】 認定要領の全文掲載アドレス(下線部が連節バス関連)

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kokyokotsu.html>

#### (1) 申請することができる連節バスについて【認定要領第3(9)】


申請することができる連節バスは、路線を定めて定期的に運行するものになります。なお、長さが18メートルを超える連節バスを導入を計画している場合には、国内での導入実績がないため、事前に地方運輸局にご相談下さい。

#### (2) 申請者【認定要領第4】

【1項】 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者(法人にあっては、その代表者。以下同じ。)が行います。

【2項】 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって基準緩和の認定の申請を行うことができます。この場合は、申請書に委任状を添付してください。


- ① 国、地方公共団体等の長から基準緩和の認定の申請を委任された者
- ② 法人の代表者から基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

 ポイント

申請者は、原則として、連節バスを使用するバス会社の代表者です。

(4) 申請書及び添付資料【認定要領第5】

【1項】 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出してください。

 ポイント

申請には、申請書のほか、下の表の1～13のうち必要となるものを添付し、2部提出します。併せて、並行輸入自動車届出書<sup>※</sup>も2部添付してください。

※ 申請の連節バスが並行輸入自動車(本邦に輸入された自動車であって、型式指定等の国土交通省の認証を受けていない自動車)であって、日本で初めて検査・登録を行う場合には、併せて並行輸入自動車届出書2部の添付が必要です。並行輸入自動車の届出については、「並行輸入自動車の申請について」を参照してください。

別表第1 添付資料一覧表（抜粋）

適用 条 項	項 目	保安基準 第5項 第1項 規定す る大臣 が定め る	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
			主要諸元比較表	車両外観図	計算書及び緩和部分詳細図	連結自動車の連結検討書	遵守事項の誓約書	使用者の事業内容	会社組織図	主要運行経路図	輸送依頼書又は輸送契約書	保有車両一覧表	過去6か月間以上の輸送実績	特殊車両通行許可事前確認書	その他地方運輸局長が必要と認めた書面
		保安基準 等の条 項													
	長さ、幅及び高さ (認定要領第3第10号 の自動車に限る)	保安基準2条	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○

(項目、以下省略)


【備考】

(1) ○は、提出を必要とする資料を示す。


【第3項】 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載し、添付を省略することができます。

【第4項】 基準緩和の認定を受けた自動車について、使用者の氏名若しくは名称、使用の本拠の位置に変更があった場合は、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに変更申請を行ってください。


【第5項】 第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所(以下「運輸支局等」という。)を経由して地方運輸局に提出するよう定めている場合があります。

 ポイント

申請書の提出先は、管轄する地方運輸局によって異なる場合があるので、事前に管轄する地方運輸局自動車技術安全部技術課にお問い合わせください。

 **ポイント**

下表に掲げる資料の例を参考に、申請書その他、添付資料を用意してください。

資料の例	記載等の留意事項
<p style="text-align: center;">基準緩和認定申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>関東運輸局長 関東 太郎 殿</p> <p style="text-align: right;">東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通運輸(株) 代表取締役 国土 </p> <p>下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 車名及び型式 メルセデスベンツ・不明 2 種別及び用途 普通・乗合 3 車体の形状 リヤエンジン 4 自動車登録番号及び車台番号 車台番号 WDBA292112A123456 5 使用の本拠の位置 東京都千代田区霞が関2-1-3 6 構造又は使用の態様の特殊性 ノンステップバスで定員129名、3軸構造の路線を定めて定期に運行する連節バス 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 (1) 第二章 第二条 長さ 全長 17,990mm (2) 第二章 第四条の二 軸重等 軸重 11,450kg (3) 第二章 第二十六条 非常口 8 認定を必要とする理由 別紙参照 9 省略する添付資料 なし</p>	<p>1. 申請書</p> <p>申請書作成上の留意点</p> <p>① 申請者名及び代表者印の押捺。 ② 記の6.「構造又は使用の態様の特殊性」については、車体が屈折する特殊な構造の連節バスであって、前車室と後車室の連結及び切り離しが行えない構造の路線バスである旨を記載。 ③ 記の7.「認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容」については、保安基準又は「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)」の条項を記載し、緩和する規定の内容を記載。 例: 保安基準第2条 長さ 17,990mm ④ 記の8.「認定を必要とする理由」については、「バス利用客の増大に適切に対応するため連節バスの導入が極めて効果的であると導入協議会等が判断した」等、連節バスの導入が必要な理由を記載。別紙に記載することも可。</p>
	<p>2. 主要諸元比較表【別表第1添付資料1】</p> <p>次のいずれかのものを参考に作成し添付。</p> <p>① 「自動車型式指定認証実施要領について」(平成10年自審第1252号)別添1第2号様式(諸元表) ② 「改造自動車の取扱いについて」(平成7年自車第239号)第2号様式(主要諸元比較表)による主要諸元比較表</p>

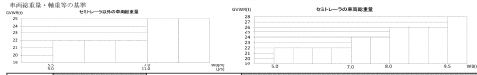
殿

概要等説明書(試作車・組立車審査結果通知書)

(指示事項)

主要諸元比較表 (試作車・組立車)

項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度	項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度
車名	メルセデスベン			製造定員人	131(40+84+1)		
型式	不明			最大積載量kg	—		
自動車の種別	普通			前前軸重	6,715	6,105	≦2,200kg
車体の形状	乗合			前中軸重	—	—	≦100 ( ) kg
燃料の種類	軽油			前後軸重	5,900	5,101	≦101 (30,000kg)
原動機型式	0M457			車重			
総排気量(リットル/分)	11.967			前軸重			
長さm	17.990	≦17m		後軸重	11,920	5,091	≦101 (33,000kg)
幅m	2.550	≦2.5m		計	24,535	6,291+201	( )
高さm	5.075	≦5.0m		最大安定	左	40	≦20°
軸距m	5.845+5.590			傾斜角度	右	40	≦10°
前軸距	2.115			前前軸	20°/20° (100kg)		(6,740kg)
後軸距	1.835			前中軸	—		( ) kg
室内又は長さ	17.120			タイヤ	前前軸	—	( ) kg
前軸の寸法	2.430			前中軸	20°/20° (100kg)		(12,410kg)
後軸の寸法	2.315			後後軸	20°/20° (100kg)		(12,410kg)
前軸重	4,400			前軸荷重率	25.3	24.1	≦25
前中軸重	—			前中軸荷重率	27.3	—	
前後軸重	3,430			タイヤ・オーバーハングm	3.400	3.400	≦3.400 ( ) (2,800mm)
後中軸重	9,300			荷台オフセットm	—		
計	17,330			最小回転半径m	9.5		≦12m



前軸荷重	1,800kg	1,800以上	1,300/1,800kg未満の車軸に於ける荷重が25以下である場合
後軸荷重	kg≦180	17,830 kg≦201	kg≦180

能力強度等検討書			
制動力	踏力 N 60	ka/h 35.1 m	車軸強度
空気圧	650 kPa		接触装置強度
制動距離	—	—	24.6
制動時間	—	—	24.6
制動力	—	—	24.6
制動時間	—	—	24.6
制動力	—	—	24.6
制動時間	—	—	24.6

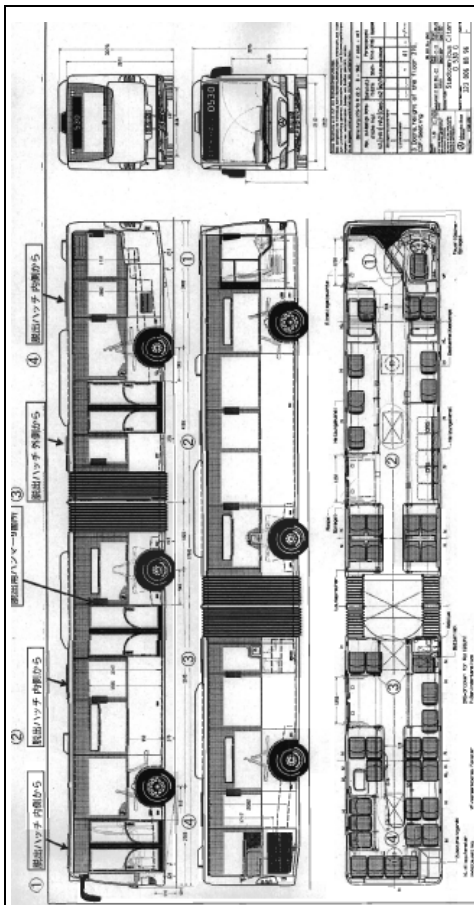
注1：(試作車・組立車)の欄には、該当するものを○で囲むこと。  
 注2：能力強度検討書は、前記以外にも、各種材料の強度を記入すること。  
 注3：能力強度検討書は、必要に応じて項目を追加・削除することができる。

(左の例は②の主要諸元比較表の例。)

改造等の概要

目的	乗客の大量輸送及び道路交通の混雑緩和のため運送バスを導入する
車種及び車体	3軸構造のノンステップバスで定員131名である。
原動機	メルセデスベンツ社製 0M457型11.967L (3540P/2000rpm)
動力伝達装置	ワイド1製の4速オートマチックを採用している。
走行装置	タイヤは275/70R22.5 148/143を前輪にはシングル、後前輪及び後後輪にはダブルを採用している。(最高速度は70km/h)
操縦装置	ポルナット式ステアリング機構で倍力装置を採用している。
制動装置	主制動装置は空気圧作動による内部拡張式である。ABSを装着。 駐車制動装置は主制動装置と併用式である。
緩衝装置	空気ばねを装着した独立懸架方式である。
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1：変更のない事項については、留欄を記入又は欄付けを省略すること。  
 注2：提出者は、自動車の構造及び性能に関する情報の提供に際しては、その内容が正確であることを保証する責任を負う。また、提出者は、提出書に添付する資料の正確性を保証する責任を負う。提出書に添付する資料は、提出書の提出後、変更を受ける場合があります。(部分条の2、第63条の2、第63条の3関係)



脱出ハッチの仕様  
 ① 室内から目視 基準は中心から 黄色部分を引いて 外側に貼る サイズ 800mm x 480mm  
 ② 窓が天井内張りをはがして 赤いバーを引くと外側に貼る サイズ 800mm x 480mm  
 ③ 天井が張り外しができる状態から 脱出ハッチで貼る 車内から貼れる サイズ 770mm x 710mm

### 3. 車両外観図【別表第1添付資料2】

前面、後面、側面及び平面図の4面図(又は外観寸法、ホイールベース、リヤ・オーバーハング等の主要構造の寸法入り写真であっても可。)を添付。



天井をはがした状態  
この丸いコックを回すと外に貼ることができる  
操作方法は取扱説明にも記載されています

赤い部分を引くと外に貼ることが出来ます




天井には説明のラベルを貼るよう指示します

脱出ハッチ ガラスハンマーが裏に装着されている車外からも開けて中に進入することも出来る

### 4. 計算書及び緩和部分詳細図【別表第1添付資料3】

次の①から⑤のうち、緩和が必要な項目に該当する計算書等を添付。(左の例は④の非常口の詳細図の例)

- ① 車両総重量、軸重、隣接軸重、輪荷重及び接地圧
  - (イ) 荷重分布計算書
  - (ロ) タイヤ負荷率計算書
  - (ハ) 接地圧計算書
- ② 最大安定傾斜角度  
最大安定傾斜角度計算書
- ③ 最小回転半径  
最小回転半径計算書
- ④ 車枠及び車体、乗車装置、座席、座席ベルト等、頭部後傾抑止装置等、乗降口、非常口、後写鏡等  
各装置の構造概要説明書及び構造図
- ⑤ 旅客自動車運送事業用自動車、車体のリヤ・

	<p>オーバーハング 各装置又は灯器の取付位置がわかる図面及び構造図</p>																										
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>関東運輸局長 関東 太郎 殿</p> <p style="text-align: right;">東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通運輸(株) 代表取締役 国土 太郎  </p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>弊社が使用する車名メルセデスベンツ、型式不明、車台番号WDBA292112A123456の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。</li> <li>運行にあたっては、道路運送法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。</li> <li>1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。</li> <li>重大事故時には、遅滞なく通報します。</li> </ol>	<p>5. 遵守事項の誓約書【別表第1添付資料5】 基準緩和の申請に係る事項が真正なこと及び認定を受けた場合に、次の事項について誓約する旨の書面を添付。(左の例を参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守する。</li> <li>② 運行にあたっては、道路運送法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守する。</li> <li>③ ①に違反した場合は、認定の取消処分等を受けようとも異議申し立てはしない。</li> <li>③ 重大事故時には、遅滞なく通報する。</li> </ol>																										
<p style="text-align: center;">基準緩和認定書</p> <p style="text-align: right;">関自技第1234号 平成25年7月2日</p> <p>国土交通運輸株式会社 代表取締役 国土 太郎 殿</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 関東 太郎 </p> <p>年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車名及び型式 メルセデスベンツ 不明</li> <li>2 種別及び用途 普通 乗合</li> <li>3 車体の形状 リヤエンジン</li> <li>4 車台番号又は製造番号 車台番号 WDBA292112A123456</li> <li>5 使用の本拠の位置 東京都千代田区霞が関2-1-3</li> <li>6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緩和条項等           <table border="0"> <tr><td>001</td><td>第2条</td><td>長さ</td><td>17,990mm</td></tr> <tr><td>002</td><td>第3条</td><td>幅</td><td>2,550mm</td></tr> <tr><td>005</td><td>第4条の2</td><td>軸重等</td><td>11,450kg</td></tr> <tr><td>070</td><td>第26条</td><td>非常口</td><td>装備無し</td></tr> </table> </li> <li>(2) 条件及び制限           <table border="0"> <tr><td>001</td><td>自動車の後面及び運転席には、長さを表示すること。</td></tr> <tr><td>002</td><td>自動車の後面及び運転席には、幅を表示すること。</td></tr> <tr><td>005</td><td>自動車の後面及び運転席には、軸重を表示すること。</td></tr> <tr><td>092</td><td>運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。</td></tr> <tr><td>093</td><td>運行にあたっては、認定書(写し)を携帯すること。</td></tr> </table>           ※ 後部車両の旋回方向内側を監視するためのカメラを設置すること。            ※ 自動車には非常脱出窓を備え、運転者及び旅客の見やすい位置にその開放方法を表示すること。            ※ 運行経路は、特殊車両通行許可経路に限る。         </li> </ol> </li> </ol>	001	第2条	長さ	17,990mm	002	第3条	幅	2,550mm	005	第4条の2	軸重等	11,450kg	070	第26条	非常口	装備無し	001	自動車の後面及び運転席には、長さを表示すること。	002	自動車の後面及び運転席には、幅を表示すること。	005	自動車の後面及び運転席には、軸重を表示すること。	092	運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。	093	運行にあたっては、認定書(写し)を携帯すること。	<p>6. その他運輸局長が必要と認めた書面【別表第1添付資料13】 次に掲げる書面であって、指示された場合に添付。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 強度検討書</li> <li>② 委任状</li> <li>③ 写真</li> <li>④ その他、特に必要と認めた書面</li> </ol> <p>既に認定を受けている場合は認定書</p> <p>左の例は、認定書の例。</p>
001	第2条	長さ	17,990mm																								
002	第3条	幅	2,550mm																								
005	第4条の2	軸重等	11,450kg																								
070	第26条	非常口	装備無し																								
001	自動車の後面及び運転席には、長さを表示すること。																										
002	自動車の後面及び運転席には、幅を表示すること。																										
005	自動車の後面及び運転席には、軸重を表示すること。																										
092	運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。																										
093	運行にあたっては、認定書(写し)を携帯すること。																										





## 並行輸入自動車の申請について

### 1. 並行輸入自動車の定義

本邦に輸入された自動車のうち、次の自動車以外の自動車をいいます。

#### 【型式指定自動車】

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車

#### 【新型自動車】

「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日自審第1252号)別添2「新型自動車取扱要領」により新型自動車として届出のあった自動車

#### 【輸入自動車特別取扱自動車】

「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日自審第1255号)に基づく輸入自動車特別取扱自動車として届出のあった自動車

#### ポイント

現在、連節バスは、国内メーカーでは製作されておらず、また、輸入されているものも上記のいずれにも該当しないため並行輸入自動車となります。

### 2. 並行輸入自動車の申請

並行輸入自動車(連節バス)の新規検査の申請を行なう場合は、所定の様式による並行輸入自動車届出書に該当資料を添付して、道路運送車両の保安基準第55条の規定による保安基準の適用緩和認定(以下、「基準緩和認定」という。)の申請の際に、原則として並行輸入自動車1台毎に1部を併せて提出します。

#### ポイント

連節バスは、次項の基準緩和認定の申請も必要になります。導入車両を決定する前にあらかじめ管轄する地方運輸局自動車技術安全部技術課(沖縄総合事務局運輸部車両安全課)及び自動車検査法人に相談し、問題点等を解決しておくこととスムーズに進みます。また、提出部数も併せてご確認ください。

### 3. 基準緩和認定の申請

連節バスは、自動車の長さ等の基準の緩和が必要となるため、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に基準緩和認定の申請を行うことが必要となります。詳細は、「道路運送車両の保安基準の緩和認定申請について」を参照して下さい。

### 4. 書面審査に必要な資料等

届出に必要な資料等は、自動車検査独立行政法人審査事務規程2-13の定めにより、別添2並行輸入自動車審査要領(以下、「並行輸入自動車審査要領」という。)に規定しています。ここでは、連節バスに関連するものを抜粋して取りまとめています。

なお、届出にあたっては、届出先の法人事務所に事前確認をお願いします。

(1) 添付資料


資料名	区分	指定自動車等と同一	指定自動車等と類似	その他
1 自動車通関証明書等(写)		○	○	○
2 指定自動車等との相違に関する資料			○	
3 製作年月日判定資料		△	△	△
4 車両諸元概要表			△	○
5 車台番号又はシリアル番号等の解説資料			△	△
6 外観四面図			○	○
7 原動機等に関する資料		△	△	○
8 排出ガス試験結果成績表		△	△	△
9 熱害試験結果成績表(写可)		△	△	△
10 技術基準への適合性を証する書面		△	△	△
11 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面(写可)		△	△	△
12 その他保安基準への適合性を証する書面			△	△

備考

- ① ○印は必要な添付資料を示しています。
- ② △印は必要な添付資料について、保安基準の適用を除外されている場合、道路運送車両法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けている場合又は並行輸入自動車審査要領により省略できる旨が定められている場合には省略することができるものを示しています。
- ③ 資料名2の指定自動車等とは、上記1.における「型式指定自動車」「新型自動車」「輸入自動車特別取扱自動車」をいいます。
- ④ 「指定自動車等と同一」、「指定自動車等と類似」又は「その他」として区分できる範囲と資料名1から12の詳細は、並行輸入自動車審査要領に定めています。

【参考】 並行輸入自動車審査要領の全文掲載アドレス(下線部が連節バス関連)

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kokyokotsu.html>

 ポイント

連節バスは指定自動車等として届け出されたものがないため、「その他」に区分されます。

## (2) 排出ガス試験結果成績表

並行輸入自動車の連節バスは、自動車の長さ等について基準緩和認定が必要となるため、排出ガス基準の適用が猶予されており排出ガス試験結果成績表の添付が省略できます。

ただし、日本国内の自動車メーカーが製作した連節バスと日本向けに輸出される連節バスを製作する自動車メーカーと輸入契約を締結している者が輸入した連節バス（日本向けに輸出される連節バスを製作する自動車メーカーが自ら輸入した場合を含む。）は、排出ガス基準の適用が猶予されません。

### ポイント

個人が輸入した連節バス以外（例えば自動車メーカーや自動車メーカーと販売契約をした者が輸入した連節バス）については、基準の適用が猶予されないため、自動車メーカー等が実施した排出ガス試験成績書が必要になります。

## (3) 技術基準への適合性を証する書面

並行輸入自動車審査要領5-3-10-1に定める技術基準のうち、当該連節バスに適用されるものへの適合性を証するものでなければなりません。

具体的には、以下のいずれかの書面となります。

### ① 技術基準適合証明書

連節バスの製作者が技術基準に適合する旨を証する書面。

### ② 技術基準の試験成績書

技術基準の試験成績書の原本（試験成績書の原本の提示があった場合には、試験成績書の写し）であって、次の試験機関が発行したものです。

- ・ 一般財団法人日本自動車研究所  
（住所）茨城県つくば市荻間2530
- ・ 独立行政法人交通安全環境研究所が指定した外国の試験機関

## (4) その他保安基準への適合性を証する書面

事務所長等が保安基準への適合性の判断に必要と認める場合には、タイヤ負荷率計算書、最大安定傾斜角度計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求め場合があります。

### ポイント

その他保安基準への適合性を証する書面とは、連節バスの場合、具体的にはタイヤ負荷率計算書、最大安定傾斜角度計算書、最小回転半径計算書、旅客自動車運送事業用自動車やワンマンバスに関する基準について検討した書面などを添付資料として提出して頂くことが想定されます。

記載方法などご不明な点があれば、届出先の法人事務所に事前確認をお願いします。

#### (5) 各種様式等

申請に使用する各種様式、技術基準への適合性を証する書面を省略できるものの例の一部については、以下を参照して下さい。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kokyokotsu.html>

#### 【お願い】

書面審査は、受付（原則、全ての資料が揃っていること。）から決裁まで約2週間かかりますので、余裕をもった届出をお願いします。

また、基準緩和については、新規検査を受ける前までに認定を受ける必要があります。申請方法、処理期間等については、申請する連節バスの使用の本拠を置く地方運輸局技術課にお問い合わせください。

新規検査の日程については、使用の本拠を置く運輸支局又は自動車検査登録事務所及び法人事務所と調整頂くようお願いいたします。

## 特殊車両の通行許可の申請について

### 1. 特殊車両の通行許可とは

道路は、車両の長さ、重量等についての一定の規格（一般的制限値）を超えない車両が安全・円滑に通行できるように設計されており、一般的制限値を超える車両（特殊車両）は、道路・交通および環境に支障を及ぼす恐れがあるため、原則として通行ができません。（道路法第47条第2項）

ただし、一般的制限値を超える場合であっても、申請に基づき道路管理者が審査し、必要な条件を付して通行を許可した場合には、一般的制限値を超える車両の通行が可能となります。

### 2. 申請の種類等

特殊車両通行許可申請は、申請の内容、申請する車両の台数、通行の形態等により以下のように分類されます。

#### 2.1 申請の種類

##### (1) 申請の性質による区分

申請は、新規に申請を行う新規申請と、既に許可を受けている申請のうち、許可期間のみを更新する更新申請、既に許可を受けている申請内容に変更が生じたときに行う変更申請があります。

#### ポイント

新たに連節バスを導入する場合は、新規申請となります。

※ 既に許可を受けている申請が包括申請の場合に車両台数を増やそうとするときは新規申請になります。

##### (2) 車両台数による区分

申請台数が1台の申請を普通申請、複数の車両を一つの許可申請書にまとめる申請を包括申請といいます。

##### (3) 申請経路による区分

申請経路の形態により以下のように区分されます。

###### ① 片道申請、往復申請

申請は片道でも往復でもどちらでも申請できます。往復で申請する場合には、往路、復路で通行条件の厳しい方が採用されます。

## ② 一括申請

申請する通行経路が他の道路管理者の管理する道路に跨がる場合に、そのうちのいずれかの道路管理者に申請することを一括申請といいます。

### ポイント

申請は、運行経路の道路管理者すべてに行う必要はありません。  
ただし、国道を通行しないのに国道の道路管理者である国道事務所に一括申請をすることはできません。

一括申請を受付できる窓口は、通行経路上の指定市以上の道路管理者となります。

## 2.2 許可期間と事業区分

通行許可の期間は、事業区分および車両の諸元により決められています。

### ポイント

旅客自動車運送事業の用に供する車両で路線を定めるものの場合、許可の期間は2年です。

## 2.3 申請に必要な書類

### (1) 申請に必要な書類と部数

申請の手続きに必要な書類は、申請車両や申請の種類により異なります。

※は、オンライン申請の場合、データ入力により処理されるため、添付は不要です。

	新規申請		更新申請
	普通申請	包括申請	
特殊車両通行許可・認定申請書 (※)	1部	1部	1部
車両内訳書 (※)	—	2部+車両数	—
車両諸元に関する説明書 (普通申請用) (※)	2部	2部	—
車両諸元に関する説明書 (包括申請用) (※)	2部	2部	—
通行経路表 (※)	2部	2部	—
通行経路図 (※)	2部	2部	—

自動車検査証の写し	2部	2部	—
軌跡図（超寸法車両のみ）	2部	2部	—
その他上記以外の書類で道路管理者が必要とするもの	道路管理者が必要とする部数		

各種様式は、次のURLでご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kokyokotsu.html>

[http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/tukokyokasinseisyo\\_20111220.pdf](http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/tukokyokasinseisyo_20111220.pdf)

## (2) その他の書類

(1) 表中「その他上記以外の書類で道路管理者が必要とするもの」とは、以下の書類を道路管理者の指示に従い提出します。

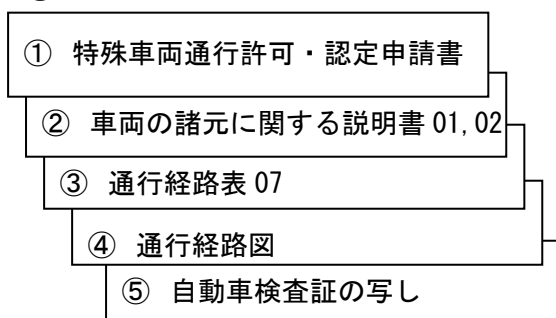
- 車両の構造の特殊性について記載した理由書
- 申請車両の通行時間、誘導方法、待避場所の位置等を記載した通行計画書
- その他、所轄警察署との事前打合せ記録ほか

### 💡ポイント

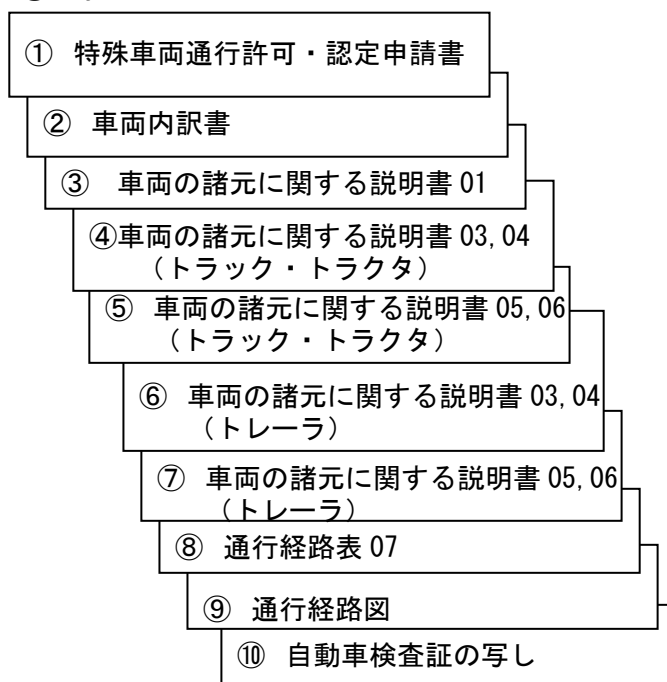
連節バスは、必ず当該車両の軌跡図を添付してください。

## (3) 申請書類のとりまとめ方法（申請書類の様式について別添参照）

### ① 普通申請



### ② 包括申請





#### (4) 自動車検査証取得前の審査

自動車検査証の交付前であっても、車両の諸元がわかる書類があれば、当該書類を用いて審査手続を行っています。これにより、自動車検査証の交付までの期間にあらかじめ通行に関する審査を行うことができ、登録後速やかに許可を取得することができます。

### 3. 申請書類の作成要領

#### 3 特殊車両通行許可・認定申請書等

申請は、車両構造に関する事項と運行経路に関する事項について、申請書及び各種様式を用います。申請書及び各種様式の作成は、下記「特殊車両通行許可申請書類作成要領」を参照してください。

特殊車両通行許可申請書類作成要領

[http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/tukokyokasinseisyo\\_20111220.pdf](http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/tukokyokasinseisyo_20111220.pdf)

#### ポイント

特殊車両通行許可算定システム（オンライン申請）を使って書類を作成する場合は、記入方法等について、あらかじめ道路管理者にご相談してください。

なお、特殊車両の通行許可に関する情報は次のサイトをご参考にしてください。

➤ 「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>